

## 【秋田市営住宅使用証書】

住宅名及び棟番号 \_\_\_\_\_ 市営住宅 \_\_\_\_\_ 棟 \_\_\_\_\_ 号

1ヶ月使用料金（家賃） \_\_\_\_\_ 円 ただし、入居者の世帯構成と収入の増減により変動する。

上記市営住宅の使用については、公営住宅法、同法施行令、秋田市営住宅条例、同施行規則、入居のしおりおよびその他の指示命令を堅く守ります。

もし、違反したときは住宅の明渡しは勿論、家賃等の債務については連帯保証人と連帯し、その義務を履行することを確約いたします。

これらの確約に違反した場合はいかなる処置をうけても異議は申しません。

なお、届出をせずに1ヶ月以上住宅を使用していないなど、無断で退居した場合、残した財産についてはどのように処分されても、一切異議を申しません。

また、入居することに際して裏面の事項を遵守することを確約いたします。

(宛先) 秋 田 市 長

令和 年 月 日

入 居 者	住所	実 印	電話番号	
	ふりがな 氏名		生年月日	
	職業(勤務先)			
	勤務先所在地		勤務先電話番号	

次の「連帯保証人の責務」を了承し、入居者の連帯保証人となることを承諾します。また、入居者とともに連帯して極度額40万円を限度とし、家賃その他一切の責務を保証することを確約いたします。

## 連帯保証人の責務

- 入居者が家賃を滞納（3ヶ月以上）した場合、連帯保証人に対して納付指導依頼を通知しますので、入居者に納付の指導をしていただきます。また入居者が家賃等を納付しない時は、連帯保証人が納付することになります。
- 入居者が破産宣告を受け、または行方不明になったときは、連帯保証人が家賃等を支払うことになります。
- 入居者が無断で退居した場合には、入居者に代わって市営住宅返還届の提出をし、退居に伴う修繕（畳の表替え・障子と襖の張り替え・その他自己の責による破損箇所の修理）をしていただきます。
- 単身入居者の無断退去や死亡などにより残置物が発生した場合は、相続人と協力し、残置物の搬出や撤去等をしていただきます。
- 上記以外にも、入居者の責務について責任を負うことになります。

連 帯 保 証 人	住所	実 印	電話番号	
	ふりがな 氏名		生年月日	
	職業(勤務先)		入居者との関係	
	勤務先所在地		勤務先電話番号	

※入居者及び連帯保証人の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入を証明する書類（所得証明書等）を添付してください。

※市外の親族を連帯保証人とするときは、市内の緊急連絡人を別様式により届け出てください。

# 1 入居に際しての遵守事項

(1) 入居中は、共同生活であることを意識し、明るい快適な生活ができるよう常に互譲の気持ちで、みんなと協力しあうこと。

- ① 家賃は、当月分を納付期限までに支払うこと。
- ② 団地内では、犬・猫・鳥・熱帯魚等のペットの飼育はしないこと。
- ③ 団地内有料駐車場または、町内会等で自主管理されている駐車場の使用にあたっては、許可や承認を受けた区画以外の空き区画はもちろん、団地内外の通路やその他空き地等にも絶対駐車しないこと。
- ④ 「市営住宅入居のしおり」を読み、共同のルールを守り他人に迷惑となる行為はしないこと。  
また、届け出、承認許可を要する事項および禁止事項についても遵守すること。

(2) 住宅を明渡しする際には、下記の修繕工事を自己負担で行うこと。

- ① 畳の表替え・ふすまと障子の張替え。
- ② ガラス・洗面台・便器等破損の場合の取替え。
- ③ 自己の責任に起因する内装材等汚損の塗替えまたは張替え。  
(例：釘・物掛・シール等を取付けまたは張付けて、壁等の復旧が困難な場合は、塗替えまたは張替えとなります。)
- ④ その他指示事項の修繕等。

## 2 市営住宅における暴力団排除について

暴力団員は市営住宅に入居または同居することができません。

入居後に暴力団員であることが判明した場合には、住宅の明渡請求を行ないます。